

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年5月9日(木)
午前9時30分 ~ 午後0時05分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 七代目酒梅組の指定の確認について

警察庁から、「大阪府公安委員会から受理した七代目酒梅組に関する指定の確認請求について、本日、暴力団対策法の規定に基づく確認手続を終え、同委員会に通知することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

(2) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「平成13年7月21日、明石市において発生した雑踏事故に関し、警視正の責任について、本年5月2日、国家公安委員会から審査要求を受けた警察庁懲戒審査会は、5月7日、当該事案の

審査を行い、本日、停職の懲戒処分とする決定事項を同委員会に答申する。また、国家公安委員会の了承が得られれば、前兵庫県警察本部長を長官注意の措置とする予定である。」旨の説明等があり、公安委員会として警視正に対する処分案を決定するとともに、前本部長に対する措置を了承した。

(3) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正のうえ了承した。

2 報告事項

(1) G8 モントレブラン司法・内務閣僚会合の開催について

警察庁から、「5月13日から14日にかけて、カナダのモントレブランにおいてG8司法・内務閣僚会合が開催され、サミットに向けて、テロ対策及び国際組織犯罪対策等について協議される予定である。」旨の報告があった。

(2) 平成13年度第4四半期監察の実施状況について

警察庁から、「警察庁等が都道府県警察等に対して行った平成13年度第4四半期における監察の実施状況」について報告があった。

委員から、「警察改革の一つである監察の強化については非常に関心を持っているが、監察の機能は具体的にどのように強化されたのか。警察庁が行う監察と管区警察局が行う監察の区分けは、どのようなメカニズムによって行われるのか。また、監察の実施結果については、良好な点が認められる県警察名を示した上で各県に通知しているのか。好事例をベストプラクティスとして自県で採用するという動きは奨励されるべきである。そうすれば、好事例の県へ問い合わせるなどして、更に研究してもらえないのか。次に、監察の結果を評価する仕

組みについてどのように考えているのか。」との発言があり、警察庁から、「監察の強化については、警察改革以降、各都道府県警察において、体制の強化に加えて中規模以上の県警察に警視正の首席監察官を配置するなど、量的、質的な強化が図られ、きめ細かな監察を行っている。また、警察庁、管区警察局においても、例えば関東管区警察局に監察部を置き、その体制も飛躍的に強化するなどして各府県警察に対する監察を強化している。警察庁と管区警察局との関係については、年間の監察重点に基づき、例えば共通監察項目について、監察の視点、対象等を事前に協議して統一しているし、『告訴、告発事件に対する取組み状況』という監察項目であれば、刑事局と協議して着眼点の意思統一をしている。各県警察に対しては、監察結果を詳細に指導しているので、それぞれの県警察で他県の良い施策に更に工夫を加えて自らの施策として実施している。監察の方法については、平成14年度からは総花的にならないような方法で行うこととしている。監察の結果を評価する仕組みについては、総合評価の中で警察改革の推進状況という項目を掲げているので、その中で監察体制の強化状況や監察の結果を踏まえた改善状況等を政策評価することとなる。」旨、説明した。

これに関連して、委員から、「『告訴、告発事件捜査』とは、警察の事件捜査全体の中でどのような位置付けになっているのか。」との質問があり、警察庁から、「親告罪のように告訴、告発が法律上の要件になっている場合もあるが、警察側が認知をしていない段階で、被害者等からの告訴等をきっかけとして、大がかりな知能犯事件に発展する場合もある。告訴、告発の相談については、幅広く受けて対応するよう指導しており、近年では告訴、告発事件の受理件数もかなり増加しているところである。」旨、説明した。

委員から、「留置管理業務に関して、看守補勤要員はあらかじめ指定しておくのか。」との質問があり、警察庁から、「被留置者数が多い場合や看守の専務員が休暇で不在の場合等で、交番の勤務員等を警察署に引き上げて看守の補勤者として運用する場合があるので、その

ような場合に備えて、あらかじめ看守補勤要員して指定し、同人に対し事前の教養を行っているところである。」旨、説明した。

(3) 国会の状況について

警察庁から、「5月2日から8日までの間に行われた衆議院武力攻撃事態対処特別委員会の状況等」について報告があった。

(4) 雑踏事故の防止について

警察庁から、「平成13年7月21日、明石市において発生した雑踏事故事件が本日送致されるのを機に、雑踏事故防止の更なる徹底を図るための諸対策を推進することとした。」旨の報告があった。

委員から、「雑踏事故の防止について、第一線の意見を踏まえた通達を発出するとのことであるが、タイミングのよい通達になればよいと思う。警察はもとより、主催者、警備会社もきちんと対応してもらうことが非常に重要であるが、一方で、主催者や警備会社が警察に依存して警備のコストをできるだけ縮減するような方向にならないよう、主催者と警備会社に対する事前の打合せをきちんと行ってほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「主催者等と事前に調整、打合せをして、対応を詰めておくことが重要であるので、この通達でもその考え方に明確に示している。」旨、説明した。

委員から、「各種のイベント警備については、市民の支持が必要であり、そのためには事前の広報が非常に重要である。警備があまり過剰になると折角のイベントがつまらなくなるという意見が出てくるので、その際に重要になるのが広報だと思う。例えば、去年の青森県のねぶた祭りにおける『カラスハネト』対策では、地元の方々が事前に上手な広報を行うなどして、大多数の市民の支持を得て『カラスハネト』を排除したのだと思う。不幸にして事故が起こってしまった直後に責任ある者が行う広報も同じくらい非常に重要である。」旨の発言があり、警察庁から、「各種のイベント警備は、市民の協力が得られなければ成功はおぼつかないため、事前に市民の理解が得られる広報

をきちんと行う必要がある。また、事故が起こってしまった時に、誰がどのような広報を行うのかなどの段取りをあらかじめ決めておけば、スムーズかつ正確な広報が行えると思う。青森県においては、迷惑防止条例を改正して、ねぶた祭りにおける『カラスハネト』に対応したものであるが、地域に根ざした行事であればあるほど、市民の理解を得るための事前の広報や事故が起きた時の広報がきちんとできるような体制の整備も必要であると思われるので、御指摘の点を踏まえて、更に適切に対応することとしたい。」旨、説明した。

(5) 明石市民夏まつりにおける死傷者多数を伴う雑踏事故事件について
(兵庫県警察)

警察庁から、「平成13年7月21日、明石市において発生した雑踏事故事件について、兵庫県警察は、本日、明石市、警備会社及び警察署の関係者12人を業務上過失致死傷罪で検察庁に送致する予定である。」旨の報告があった。

(6) 交通事故自動記録装置の活用状況について

警察庁から、「導入後1年を経過した交通事故自動記録装置350基の活用状況及び今後の整備予定」について報告があった。

これに関連して、委員から、「こうした対策も結構だと思いうし、大変御苦労されていると思うが、都市再生プロジェクト等の中で、新設の道路については立体交差を原則にするなど、都市計画の部分が本当の交通事故防止の観点から重要であると思う。交通局は国土交通省と各種の協議をする場合が多いと思われるので、国土交通省に対し、これらの点も積極的に指摘してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「道路の改良や新設を行う際は、事前に当該県警察・公安委員会の意見を求められるところである。幹線道路の場合、平面交差にすると交通渋滞や交通事故の問題が大きいことから、できるだけ立体交差が望ましいと思われる。御指摘の点について国土交通省等に働きかけを行うこととしたい。」旨、説明した。

委員から、「一般的に、交差点において右折を表示する信号の現示時間が短いために、右折車と直進車との交通事故が多いのではないか。」との発言があり、警察庁から、「御指摘の信号の現示時間は、交通量や時間帯に応じて変えているところであるが、一方、同時間を長くした際の問題もあり、研究することとしたい。」旨、説明した。

(7) 2002年ワールドカップサッカー大会警備に伴う開催道府県警察の警備体制について

警察庁から、「今月31日から開催される同大会の警備に伴い、開催道府県警察では、所要の体制を確立して警備の万全を期することとしている。」旨の報告があった。

委員から、「同大会の警備に関し、SATが出動する可能性はあるのか。ハイジャック対策は何か考えているのか。」との質問があり、警察庁から、「状況に応じ、国際テロ対策等のために出動する場合もあり得ると思われる。同大会期間中、航空機に対し、エア・マーシャルとしての警察官を同乗させることを検討している。」旨、説明した。

委員から、「先日、『清水市のサッカー施設のグラウンドの芝の一部が枯れるという事案が発生したが、同施設は同大会に出場するロシア代表がこれから利用することになっている。』旨の報道がなされた。いやがらせと思われる事案であるが、同大会は、オリンピック以上に世界中が注目するような大会であり、このような情報は世界中にいろいろな形で発信されられると思われる。日本にとってプラスになる情報であれば計り知れない効果があると思われるが、今回の事案のような情報は日本にとってマイナスな情報であり、国内外に対し、フェアではないという印象を与えてしまうのではないか。いわゆる『破れ窓の理論』と同様であると思うが、このような事案に対しては厳しく対処し、かつ同種事案の未然防止を図るなど、日本からこのようなマイナスな情報を発信させない努力が非常に重要であると思う。」旨の発言があり、警察庁から、「同大会出場国のキャンプ地については、基本的には当該自治体が責任を負うことになっていて、現在は各自治体による

自主警備が中心となっているが、今回の事案の発生も踏まえ、警察による警戒警備の強化を早めることとした。同事案に対する捜査は静岡県警察において行っているところである。」旨、説明した。

(8) 「e - J a p a n 重点計画 - 2002」について

警察庁から、「IT戦略本部において策定される『e - J a p a n 重点計画 - 2002』に盛り込まれる警察庁関連の主な新規施策」について報告があった。

3 その他

(1) 委員から、「先日の国会において、『昨年9月11日に発生した米国同時多発テロのような事態が日本で発生した場合、武力攻撃事態になるのか。』などの質問がなされ、政府側から『武力攻撃事態に該当する場合もあり得る。』旨の答弁がなされたようであるが、これについてどう思うか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘のような事件が発生した場合において、武力攻撃事態対処法案でいう武力攻撃事態であると認定されれば、同法の規定に基づいて基本計画を策定し、閣議決定を行って防衛出動という形になる可能性はあると思われる。ただし、仮に航空機が建築物に激突したとしても、どのような意図なのか、どのような形態で行われたのかなどを究明する必要があるので、その時点ではすぐに防衛出動という話にはならないと思われる。」旨、説明した。

委員から、「同法案等が成立した場合、防衛出動と治安出動が同時に両方発動される事態は考えられるのか。」との質問があり、警察庁から、「同時に発令されるということは理論的にはあり得ると思われるが、そうした場合には、防衛出動の方が主となるので、警察の方は後方の治安を守るという立場になると思う。」旨、説明した。

委員から、「安全保障会議において、外国からの攻撃であると認定した場合、国際連合には通告するような仕組みになっているのか。こ

のプロセスにはかなり時間がかかるのか。」との質問があり、警察庁から、「武力攻撃を排除するために措置を講じるということになれば国際連合の安全保障理事会に報告することとなっている。この点は同法案にも盛り込まれている。御指摘の所要時間については、安全保障会議を特定の閣僚のみでできるように法の改正が行われるなど、早期の判断が行われるようになると思う。しかし、それはあくまで攻撃の内容如何によるものと思われる。」旨、説明した。